行田市告示第３９９号

市税督促状を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納課で保管し、送達を受けるべき者から申出があればいつでも交付します。

令和８年１１月１０日

行田市長　行　田　邦　子

１　書類の発送年月日

督促状（令和８年　６月１９日発送分）	２件（市税）
督促状（令和８年　８月１８日発送分）	１件（市税）
督促状（令和８年　９月１８日発送分）	４件（市税）
督促状（令和８年１０月　５日発送分）	２件（市税）
督促状（令和８年１０月１６日発送分）	３件（市税）
督促状（令和８年１０月１９日発送分）	２８件（市税）

２　送達を受けるべき者

別紙のとおり

氏名
新井　欣哉
安藤　綾
飯住　浩
大嶋　次男
小川　保博
加藤　幸安
加藤　幸安
黒澤　照雄
黒澤　照雄
島村　俊輝
白石　綾乃
髙橋　浩
髙橋　浩
髙橋　浩
髙橋　浩
栩内　正行
野口　新藏
長谷部　康一
藤原　隆雄
松本　延育
松本　延育
吉岡　雄三
三原　栄真
ＡＤＥＥＬ　ＭＵＨＡＭＭＡＤ
ＡＭＧＡＩ　ＳＯＮＩＳＡ
ＤＩＮＨ　ＴＨＩ　ＴＵ
ＨＯＡＮＧ　ＶＡＮ　ＮＩＥＮ
ＨＯＳＳＡＩＮ　ＭＤ　ＫＡＢＩＲ
ＫＯＬＴＳＯＶ　ＥＶＧＥＮＩＩ
ＬＩＹＡＮＡＧＥ　ＩＳＵＲＵ　ＮＩＭＮＡ　ＲＵＫＳＨＡＮ　ＦＥＲＮＡＮＤＯ
ＮＧＵＹＥＮ　ＣＯＮＧ　ＴＡＣ
ＳＨＲＥＳＴＨＡ　ＲＡＫＥＳＨ
株式会社　Ａ．Ｅ．Ｔ
株式会社　フェリス
株式会社　フェリス
（株）リノベプラス
山洪　株式会社
渡部建設（株）
ＢＡＭＫＥＮホールディングス株式会社
有限会社ヴィーナス